

平成
29年度

延岡市 仕事と暮らし応援リフォーム商品券

子育て世代を中心とする若い世代や移住・定住者の本市への定着をはじめ、女性の働きやすい職場環境の整備を促進することを目的に、リフォーム商品券を販売します。

1枚5万円の商品券が4万5千円で購入できます

※ただし、商品券購入前の着工は対象となりません

商品券について

- 購入限度額** …… 一世帯(家一軒)もしくは一中小企業あたりの購入限度額は100万円です。
※一回限りの購入となります。
- 対象工事** …… 10万円(税込)以上の住宅敷地内の工事、または所有する事業所の工事
※**対象工事例は裏面**をご覧ください
- 販売期間** …… 平成29年5月22日(月)～平成30年1月31日(水)
※売り切れ次第終了します(発行総額2億8千万円)
- 有効期間** …… 商品券購入日から6ヶ月間です
※ただし6ヶ月以内であっても平成30年3月6日以降に使用する事はできません
(購入時に使用期限を商品券に記載します)

購入の条件

新しいリフォーム商品券は4種類

★商品券の購入手続きについては2ページをご覧ください。

商品券の種類	対象者	対象となる物件
A 三世帯世帯応援 リフォーム商品券	<ul style="list-style-type: none"> ○リフォームを予定している住宅の持ち主でそこに居住している市民 ○延岡市の市税を滞納していない方 ○延岡市内の家屋所有者のうち三世帯(3親等以内の直系親族)が同居、または市内に居住している世帯(家屋所有者以外の世代が賃貸住宅でも可)。 ※三世帯の範囲については、3ページの図を参照。	延岡市内にあり、自宅として所有しており、申請者が居住している住宅 ※マンション等の場合はその専有部分となります ※自宅と店舗が一体となっている住宅は、居住している部分のみが対象
B 子育て世帯応援 リフォーム商品券	<ul style="list-style-type: none"> ○リフォームを予定している住宅の持ち主でそこに居住している市民 ○延岡市の市税を滞納していない方 ○延岡市内の家屋所有者のうち3親等以内の、18歳以下の親族が同居している世帯。 ※子育て世帯の範囲については、3ページの図を参照。	
C 移住・定住世帯応援 リフォーム商品券	<ul style="list-style-type: none"> ○リフォームを予定している住宅の持ち主でそこに居住している市民 ○延岡市の市税を滞納していない方 ○平成27年4月以降に申請者を基準にして市外から世帯員の全部又は一部が転入した世帯 ○市内居住者で平成27年4月以降、申請者を基準にして3親等以内の直系親族と新たに同居した方がいる世帯 	
D 働く女性の応援 リフォーム商品券	女性を雇用する中小企業者(個人事業主・小規模事業者を含む)等が、所有または賃借する事業用店舗・事務所等を従業員の福利厚生のために行うリフォームにおいて使用できます。 詳しくは別紙リーフレットに記載していますのでご確認ください。	

発行総額
2億8千万円

商品券を利用するためには事前に登録する必要があります

リフォーム 施工業者の登録

●登録資格

- 市内に本店がある事業者(個人事業所を含む)
- 市内に支店や事業所がある事業者
※加盟登録料1,000円が必要です
※商品券の換金期限は平成30年3月15日となります
- 平成28年度以前の登録事業者は手続きの必要はありません
- ★加盟店の登録や商品券の換金の手続きについては2ページをご覧ください
- ★施工業者が自らの物件(代表者宅を含む)の工事をする場合は対象外

受付時間 平日9時～16時 ※12～13時は除く(閉所日:土・日・祝日)

販売・問い合わせ先

延岡商工会議所 延岡市中央通3丁目5-1
TEL 33-6666 FAX 33-6682

延岡商工会議所HP

http://www.miyazaki-cci.or.jp/nobeoka

延岡市 仕事と暮らし応援リフォーム 商品券事業の流れ

① 見積り

② 商品券購入

※商工会議所にて販売いたします

提出書類の返却はいたしませんので、
予めコピー等をお願いします

提出書類

〈全購入者共通〉

- ① リフォーム商品券購入申込書(様式第1号-1)
(働く女性版のみ(様式第1号-2))
※市税の滞納がないことの証明印が必要
- ② リフォームの見積書
- ③ 施工前の現場写真(工事するところすべて)
- ④ リフォームする住宅または事業所の所有者が確認できる公的なもの
(例)固定資産税納税通知書兼明細書(課税明細書が必要)の写し、または市役所納税課発行の固定資産税額確認書(無料)など
- ⑤ 購入代金
原則としてその場で審査して商品券を販売いたします

〈三世帯世帯版のみ〉

⑥ 世帯の構成がわかる、全員が記載されている住民票(有料)
(世帯が別々の場合は、それぞれの住民票が必要になります。)
※直系親族には出産届けを予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です。

〈子育て世帯版のみ〉

⑦ 世帯の構成がわかる、全員が記載されている住民票(有料)
※18歳以下の親族には出産を予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です。

〈移住・定住世帯版のみ〉

⑧ 世帯の構成がわかる、全員が記載されている住民票(有料)
※対象者の前住所・転入年月日等を確認します。

〈働く女性の応援版〉

※別紙リーフレットをご参照ください。

③ 工事

※商品券購入前の着工は対象となりませんので、ご注意ください

④ 支払い

※仕事と暮らし応援リフォーム商品券を利用して業者様に
工事代金をお支払いください

リフォーム施工業者が手続きします

⑤ 工事完了の報告

提出書類

- ① 延岡市仕事と暮らし応援リフォーム商品券工事完了報告書
- ② 施工前の写真
- ③ 施工後の写真(写真については全体の写真及び全ての工事箇所、前後同じアングルのものが必要です)
- ④ リフォーム商品券
※商品券裏面に業者名記入のもの

加盟店登録がお済みでない
事業者様は、申請が必要です

登録加盟店申請

提出書類

- ① 延岡市仕事と暮らし応援リフォーム商品券取扱店登録申請書
- ② 法人の場合は所在証明書
(延岡市納税課発行/300円)
個人の場合は住民票
(延岡市市民課発行/300円)
- ③ 印鑑
- ④ 登録手数料(1,000円)

⑥ 商品券換金(延岡信用金庫)

提出書類

- 換金申込書(工事完了報告時にお渡しします)
- 商工会議所確認済みのリフォーム商品券、
※指定の口座に直ちに入金



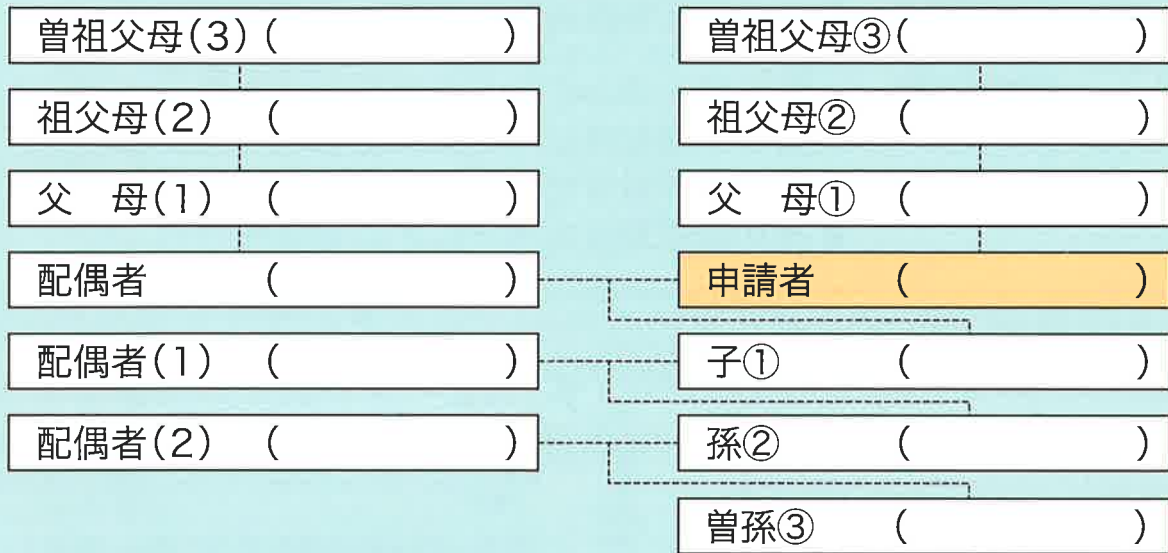


三世代世帯や子育て世帯、移住・定住世帯の範囲は、以下のイメージをもとにご確認ください。



〈参考図〉

三世代世帯応援リフォーム商品券対象者の範囲



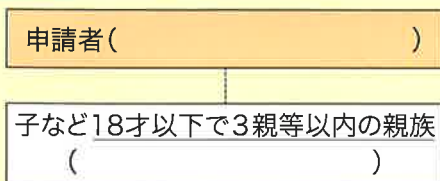
三世代世帯応援
リフォーム商品券

3親等以内の直系親族のうち三世代が市内に同居している、または市内に別々に居住している世帯（家屋所有者以外が賃貸住宅居住でも可）
※直系親族には出産を予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です。

※例えば・・・



子育て世帯応援リフォーム
商品券対象者の範囲



子育て世帯応援リフォーム商品券

申請者が18歳以下の親族（3親等以内）と同居している場合。ただしこの際の親族には配偶者を除く。
※18歳以下の親族には出産を予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です。

移住・定住世帯応援リフォーム
商品券対象者の例

① 申請者を基準にして、世帯員の全部または一部が市外から転入した世帯

※ 延岡市に転入後、1回以上転居を行っている場合、延岡市市民課発行の「戸籍の附票」（発行手数料300円）の提出が必要です。事前にお問い合わせください。

② 市内居住者で、申請者を基準にして3親等以内の直系親族と新たに同居した方がいる世帯

①、②のいずれも平成27年4月1日以降に該当した方が対象です。

詳しくは、延岡商工会議所33-6666までお問い合わせください。

リフォーム商品券対象工事等一覧(例)

働く女性の応援リフォーム商品券の対象工事については、別紙リーフレットに記載していますのでご確認ください。

対象

原則として写真等で施工前後の確認ができる申請者が所有する住宅敷地内の工事

対象外

- 製品購入のみで施工を伴わないもの
- 解体や取り外し等のみの工事
- 書面や写真等による確認が困難なもの
- 市の助成制度を利用している部分

基本的な考え方



商品券の対象になるもの

〈三世代世帯、子育て世帯、移住・定住世帯の場合〉

※これまでの住宅リフォーム商品券制度と変わりありません。

- ① 住宅の増築
- ② 屋根の葺き替え、塗装
- ③ 外壁の張替え、塗装
- ④ 部屋の新設、間仕切りの変更
- ⑤ 壁紙や床の張替え等の内装工事
- ⑥ 襖の張替え、畳の表替え
- ⑦ 建具の交換
- ⑧ 太陽光発電システムや太陽熱温水器の取り替えや設置に関する工事
- ⑨ 給湯設備等の取替え
- ⑩ 家庭用燃料電池の設置工事
- ⑪ 風呂、台所、トイレ等の水まわり工事
- ⑫ 雨樋等の修理
- ⑬ 窓ガラスの取替え
- ⑭ システムキッチン全体の取替え
- ⑮ 車庫の修繕や設置工事
- ⑯ 門扉、ブロック塀等の外構工事
- ⑰ 上下水道への接続工事
- ⑱ 造園



商品券の対象にならないもの

- ① クーラー等の電化製品の購入、取替え
- ② 据え置きタイプの物置の設置
- ③ インターネットやケーブルテレビ等の配線工事
- ④ シロアリ駆除
- ⑤ 公共事業の補償対象となる工事



市の助成制度があるもの

① 手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等のバリアフリー等の工事

- 居宅介護住宅改修(介護保険課)
- 高齢者住宅改造助成事業(介護保険課)
- 障がい者住宅改造助成事業(障がい福祉課)
- 日常生活用具給付事業住宅改修(障がい福祉課)

② 合併浄化槽の設置工事

浄化槽設置整備事業(生活環境課)

③ 耐震補強・改修工事

木造住宅耐震化促進事業(建築指導課)

※ただし、市の助成対象とならない部分については商品券が使えますので、助成事業担当課に一度お問い合わせください



住宅の解体工事

住宅の解体工事のみは…(×)

増築や改修に伴う部分の解体であれば…(○)